

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)及び予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、麻しんに係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止等を図るために定められた厚生労働大臣告示。

○ 本指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときは、変更することとされており、今般、昨今の麻しんを取り巻く状況の変化を踏まえ、昨年より厚生科学審議会で議論を行い、本年4月に一部改正を行った。

#### 【本年4月の主な改正点】

##### ① 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施率向上

⇒ 国が、都道府県等を通じて各市区町村に対し、第1期(1歳児)及び第2期(小学校就学前の児童)の定期の予防接種率がそれぞれ95%以上となるように働きかけること等を明記。

##### ② ハイリスク者を守るための対策強化

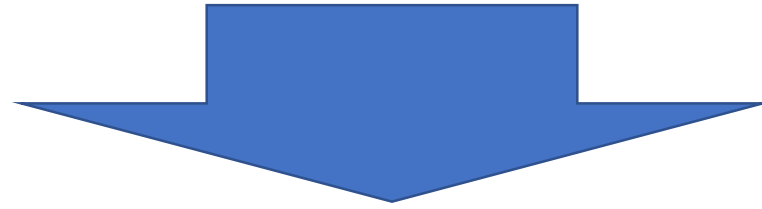
⇒ 児童福祉施設及び医療機関の職員等のうち、麻しんを発症すると重篤化する可能性が高いハイリスク者(0歳児、免疫不全者、妊婦等)と接触する機会の多い者に対し、任意の予防接種を受けるよう強く推奨することを明記。

##### ③ 輸入症例への対策強化

⇒ 国内の麻しん患者の発生が、海外からの輸入症例が契機になっていることを踏まえ、海外に渡航する者及び海外からの渡航者との接触機会の多い空港職員等に対し、任意の予防接種を受けるよう強く推奨することを明記。

##### ④ 広域感染症発生時の対応強化

⇒ 各都道府県において、都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておく必要があることを明記。



【**今般の指針改正を踏まえた協力依頼の発出**】

- ① **厚生労働省から自治体に通知を発出し**、定期の予防接種の実施率向上のため、母子健診及び教育健診の機会を活用し、定期の予防接種の接種歴等を確認し、未接種の場合等には、受け忘れがないよう再度の接種勧奨を行うことを依頼。
- ② **厚生労働省から関係省庁、関係団体に通知を発出し**、ハイリスク者と接する機会の多い施設の職員に対し、自らのり患歴及び予防接種歴を確認した上での任意の予防接種を強く推奨することを依頼。
- ③ **厚生労働省から関係省庁に通知を発出し**、海外に渡航する者及び海外からの渡航者との接触機会の多い空港職員等に対し、自らのり患歴及び予防接種歴を確認した上での任意の予防接種を強く推奨することを依頼。
- ④ **厚生労働省から自治体に通知を発出し**、都道府県等相互の連携体制をあらかじめ構築しておくことを依頼。  
また、本年6/14に厚生労働省主催で自治体向け説明会を開催し、自治体間で即時に麻しんに関する発生情報を共有できる仕組みの導入状況について説明予定。